

障害福祉サービス

(介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業)

利用の手引き

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）に基づいて障害のある人を対象とした障害福祉サービスが提供されます。障害がある人が地域で安心して暮らしていけるようにヘルパーを派遣してもらったり、事業所（施設）へ通所していろいろな活動を行うことができます。

サービスを利用する場合、三田市へ申請することが必要となります。この手引きでは、介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業の申請からサービス利用までの流れと相談できる窓口などをご紹介します。

三田市

目次

1. サービスを利用できる人	・・・1 ページ
2. サービスの種類	・・・2 ページ
3. サービス利用までの流れ	・・・5 ページ
4. サービスを利用した時の費用	・・・8 ページ
5. サービス利用に関する注意事項	・・・9 ページ
6. 市内の相談窓口	・・・10 ページ
7. 市内のサービス提供事業所	・・・11 ページ

1. サービスを利用できる人

身体障害者

- 身体障害者手帳をお持ちの人

知的障害者

- 療育手帳をお持ちの人

精神障害者

- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
- 精神障害で障害年金や特別障害者給付金をもらっている人
- 自立支援医療（精神通院）を利用している人
- 診断書によって精神障害の診断を受けている人（ICD-10 コードの記載が必要）

難病等対象者

- 総合支援法の対象となる病気にかかっていることが診断書等で確認できる人
- 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの人
- 指定難病にかかっていることが書かれている難病医療費の却下通知等をお持ちの人

2. サービスの種類

～ 介護給付 ～

◎主に自宅での生活を支援するサービス

サービス	内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事などの身体面の介護を行います。 部屋の掃除や洗濯、買い物などの家事について援助します。 病院への付き添いなどを行います（院内の介助は原則として病院スタッフが対応）。
重度訪問介護	重度の障害のある人で、常に介護が必要な場合に、自宅での入浴・排泄・食事などの介護を行います。また、外出時の介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、複数の障害サービスを総合的に組み合わせることで支援を行います。

◎屋外での移動を支援するサービス

サービス	内容
同行援護	視覚の障害がある人で、余暇や社会参加を対象とした外出時に同行します。
行動援護	知的障害や精神障害のある人で、外出時に危険を回避するための援護や移動中の援護を行います。

◎宿泊を伴うサービス

サービス	内容
短期入所	家族が病気になった時などに、施設で食事介助や入浴の支援を行います。

◎日中活動を支援するサービス

サービス	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	常に医療と介護を必要とする人に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

◎住まいの場を提供するサービス

サービス	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

～ 訓練等給付 ～

◎自立・就労に向けて支援するサービス

サービス	内容
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間、必要な訓練、生活に関する相談及び助言を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型 （雇用型）	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練の場を提供します。
就労継続支援 B 型 （非雇用型）	
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者に対して、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

◎住まいの場を提供するサービス

サービス	内容
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行うとともに、入浴、排せつ、食事の介護等の支援が必要な人には必要な支援を行います。

～ その他のサービス（地域生活支援事業） ～

◎外出時における移動を支援するサービス

サービス	内容
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加で外出をする際、移動の介助及び外出に伴って必要となる身の周りの介護を行います。

◎日中に見守りを行うサービス

サービス	内容
日中一時支援	日中活動の場を提供し、介護者の就労や一時的な休息を支援します。

障害支援区分と利用できるサービスの関係一覧

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
短期入所	×	○	○	○	○	○	○
生活介護	×	×	※	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	○	○
施設入所支援	×	×	×	※	○	○	○
自立訓練（生活訓練・機能訓練）	○	○	○	○	○	○	○
就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○
就労継続支援（A型・B型）	○	○	○	○	○	○	○
就労定着支援	○	○	○	○	○	○	○
自立生活援助	○	○	○	○	○	○	○
共同生活援助	○	○	○	○	○	○	○
移動支援	○	○	○	○	○	○	○
日中一時	×	○	○	○	○	○	○

※ 50歳以上の場合は利用可

★障害支援区分以外の要件が必要となるサービスがあります

3. サービス利用までの流れ

1 相談

障害福祉課や市内の相談窓口にご相談ください。相談の結果、サービスが必要な場合は、障害福祉課に申請します。

・・・市内の相談窓口は 10 ページに掲載しています。

よくある相談の例

- サービスを利用できるのか
- どのようなサービスがあるのか
- どのようなサービスを利用すればよいか
- サービスの費用はどのくらいかかるのか

2 申請

申請用紙に必要な事項を記入・押印したうえで、障害福祉課に提出してください。障害者手帳をお持ちではない場合、その他必要な書類等の提出をお願いする場合があります。

3 認定調査

調査員がサービスの利用を希望する本人や家族等に対して、聞き取りの調査を実施します。

4 サービス等利用計画案の作成依頼

指定特定相談支援事業者に、サービス等利用計画案の作成を依頼してください。相談支援専門員が、サービスの利用を希望する人の状況に合わせた利用計画案を作成します。

5 区分認定

認定調査で聞き取った内容と主治医の意見書をもとに障害支援区分を認定します。

※訓練等給付のみを希望する場合は障害支援区分の認定は不要です。

6 支給決定

認定した障害支援区分と指定特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案をもとに、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。

7 サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者が、サービス担当者会議を開催し、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用するサービスの詳細を盛り込んだサービス等利用計画を作成します。

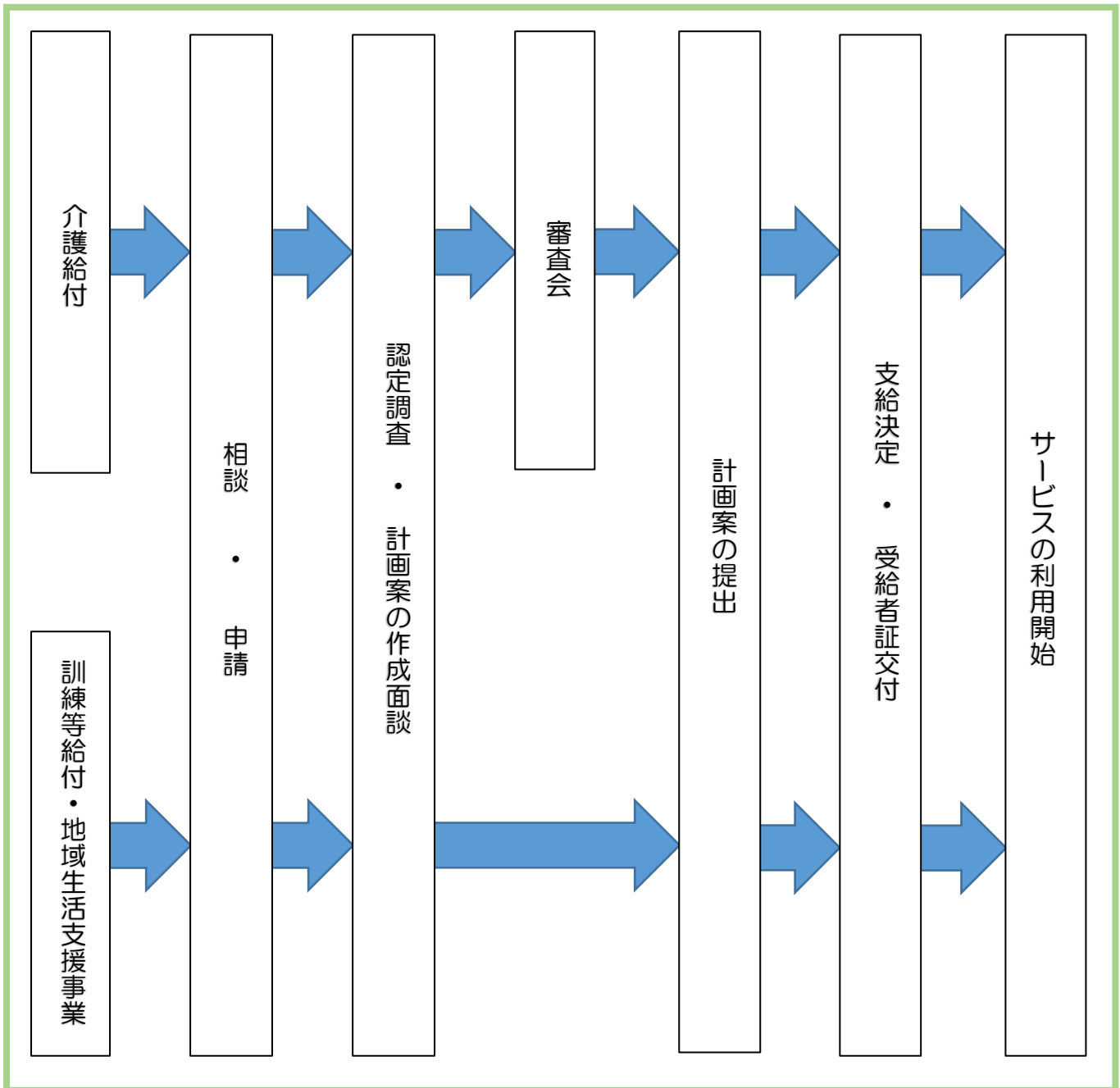
8 事業者との利用契約・サービス利用開始

利用するサービス提供事業者に「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用に関する契約を行ってください。契約後、サービス等利用計画に基づいたサービス利用を開始します。

9 モニタリング

障害福祉サービス受給者証に記載している期間ごとに相談支援専門員と面談し、サービスの利用状況の検証や見直し（モニタリング）が行われます。

○サービス利用までのイメージ



相談からサービスの利用までに通常 1 ヶ月～1 ヶ月半程度かかります。

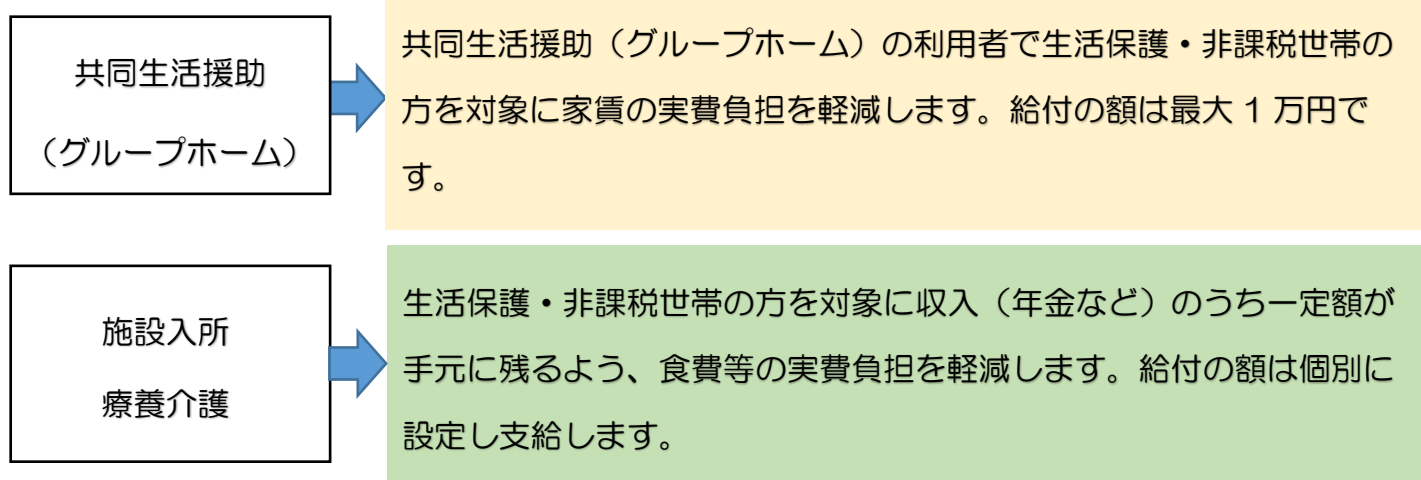
4. サービスを利用した時の費用

サービスを利用した時の費用は、原則 1 割負担となります。世帯の課税状況によって以下の通りひと月の上限額が設定されます。1 割負担の合算額が上限額以下の場合は、1 割負担が優先されます。

世帯の範囲・・・18 歳以上：本人と配偶者 18 歳未満：保護者の属する世帯

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満） 施設入所者（20 歳以上）およびグループホーム利用者 を除く	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

～ その他の負担軽減措置 ～



高額障害福祉サービス等給付

同じ世帯に障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合で、それぞれの利用者負担額を合算した額が、決められた上限額を超えている費用を償還払いで支給する制度です。また、障害福祉サービスを利用していた人が介護保険のサービスに移行し、負担額が増加した場合など一定の基準を満たす方に費用を償還払いで支給する制度もあります。

5. サービス利用に関する注意事項

1. サービスの支給決定内容を変更する場合は、以下のとおり手続きが必要です。

変更する内容	手続き	備考
受給者証に記載している各サービスの日数・時間などを変更する場合	手続きが必要ですので、変更する理由と日数・時間を相談支援専門員に連絡してください。	各サービスによって変更できる日数・時間が異なります。
新たなサービスの追加を希望する場合	手続きが必要ですので、サービスを追加する理由を相談支援専門員に連絡してください。	障害支援区分やご本人の状況などによって利用できないサービスがあります。
受給者証に記載している内容に変更はないが、サービス提供事業者を変更したり、追加する場合	障害福祉課への手続きは不要ですが、相談支援専門員に相談・報告の連絡は必要です。	
利用者負担額を変更する場合	手続きが必要ですので、障害福祉課にお問い合わせください。	世帯の異動があった場合や課税状況が前年度より減額になった場合などが対象です。原則として、申請のあった日の翌月から変更となります。

※変更後の受給者証は必ずサービス提供事業所へ提示してください。

- 受給者証の有効期限は誕生月の月末までとなっています。引き続きサービスの利用を希望する場合には、更新の手続きが必要となります。
- 三田市外へ転出する場合は、転出先の市町村で再度受給者証を交付してもらう必要があります。三田市で障害支援区分を認定している場合、転出先でサービスをスムーズに利用できるように「障害支援区分認定証明書」を交付しますので、障害福祉課にご連絡ください。

6. 市内の相談窓口

障害福祉サービス以外の生活や仕事に関する困りごとについて相談を受ける「基本相談支援」と障害福祉サービスのサービス等利用計画を作成する「指定特定相談支援」に相談窓口が異なります。

基本相談支援事業者 = 市から委託を受けて悩み事や困りごとについて相談を受ける事業者

	事業所名	所在地	TEL・FAX
①	障害者生活支援センター	三田市川除 675 (三田市総合福祉保健センター1階)	TEL : 559-5205 FAX : 559-5214
②	精神障害者支援センター		
③	障害者就業支援センター		
④	障害者基幹相談支援センター		

指定特定相談支援事業者 = サービス等利用計画の作成ができる事業者

	事業所名	所在地	TEL・FAX
①	相談支援事業所「ねくすと」	沢谷 1296-1	TEL : 567-7530 FAX : 567-2126
②	三田わくわく村大原事業所	大原 1546-5	TEL : 564-0909 FAX : 564-8500
③	あすなろ相談支援事業所	三輪 1-8-11	TEL : 556-5075 FAX : 556-5275
④	WELnet さんだ相談支援センター	上井沢 44-1	TEL : 567-5104 FAX : 567-5103
⑤	三田福祉の里相談支援センター	東本庄 1188	TEL : 568-1026 FAX : 568-7013
⑥	相談支援センター歩 (あるく)	弥生が丘 1-1-1 305B ぽしぶる内	TEL : 555-6223 FAX : 553-6401
⑦	オフィス リブ	高次 1-7-31 NKハイツ高次5号	TEL : 501-6168 FAX : 501-6168
⑧	Uno mismo (ウノ ミスモ)	三田市上井沢 486-2	TEL : 050-8884-3423 FAX : 0795-71-6519

7. 市内のサービス提供事業所

○居宅介護・重度訪問介護

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	株式会社ホスピアメディカル 事業部ケア 39	対中町 2-17 3 階	553-3200	553-3223
2	「ねくすと」	中内神 427	567-2600	506-1237
3	三田市社会福祉協議会 障害者居宅介護支援事業所	川除 675 三田市総合福祉保健センター	559-5944	559-5706
4	WE L n e t さんだ	上井沢 44-1	567-5104	567-5103
5	ニチイケアセンター三田	中央町 9-38 ユマニティビル 2F	559-6351	559-6352
6	ニチイケアセンター ウッディタウン	けやき台 3 丁目 12-5	553-1711	553-1712
7	あれーず	弥生が丘 1 丁目 1-1 フローラ 88 305B	553-6400	553-6401
8	神鉄ケアサービスセンター三田	ゆりのき台 1 丁目 102 ウッディタウン中央駅内	553-1465	553-1205
9	はんど&はんど	加茂 1086-1	567-3578	567-1856
10	訪問介護ステーション笑楽三田	南が丘 2 丁目 14-23	563-0306	563-0307
11	訪問介護事業所りかおん	天神 3 丁目 25-22-107	558-8282	558-8283
12	土屋訪問介護事業所 三田センター	三田市天神 2-2-1 ラウムズ三田 207 号	558-7768	558-7769

○行動援護

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	「ねくすと」	中内神 427	567-2600	506-1237
2	三田市社会福祉協議会 障害者居宅介護支援事業所	川除 675 三田市総合福祉保健センター	559-5944	559-5706
3	WE L n e t さんだ	上井沢 44-1	567-5104	567-5103

○同行援護

	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	「ねくすと」	中内神 427	567-2600	506-1237
2	三田市社会福祉協議会 障害者居宅介護支援事業所	川除 675 三田市総合福祉保健センター	559-5944	559-5706
3	WE L n e t さんだ	上井沢 44-1	567-5104	567-5103
4	神鉄ケアサービスセンター三田	ゆりのき台 1 丁目 102 ウッディタウン中央駅内	553-1465	553-1205
5	訪問介護事業所りかおん	天神 3 丁目 25-22-107	558-8282	558-8283

○短期入所

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院	大原 1314	563-2121	564-4626
2	医療福祉センターさくら	東本庄 1188	568-4103	568-4104
3	社会福祉法人枚方療育園 三田療護園	東本庄 1188	568-2588	568-1185
4	指定障害者支援施設 三田こぶしの園	東本庄 1188	568-2647	506-2242
5	沢谷荘	沢谷 1298	567-2030	567-2126
6	東山荘	四ツ辻 719	568-1900	568-1052
7	短期入所併設型 グループホームボラリス	上井沢 45-1	567-5104	506-7202
8	グループホームなのはな	三田市福島 1-17	080-8723 -1191	-

○療養介護

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	独立行政法人 国立病院機構兵庫中央病院	大原 1314	563-2121	564-4626
2	医療福祉センターさくら	東本庄 1188	568-4103	568-4104

○施設入所支援

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	指定障害者支援施設 三田療護園	東本庄 1188	568-2588	568-1185
2	沢谷荘	沢谷 1298	567-2030	567-2126
3	東山荘	四ツ辻 719	568-1900	568-1052
4	指定障害者支援施設 三田こぶしの園	東本庄 1188	568-2647	506-2242

○共同生活援助

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	グループホーム三田	西山 2 丁目 22-10	563-4871	563-2816
2	社会福祉法人枚方療育園 げんきむら	東本庄 1188	568-2647	506-2242
3	ホームフラワー	武庫が丘 1 丁目 1 番地 2-D-206 号	563-2933	559-2071
4	ホームウッディ	福島 1-23	561-2310	561-2310
5	短期入所併設型 グループホームポラリス	上井沢 45-1	506-7201	506-7202
6	第 4 光耀クラブ	大原 1323-138	567-2034	567-2126
7	第 6・7 光耀クラブ	武庫が丘 1-1-2		
8	第 8 光耀クラブ	沢谷字小田 1297		
9	グループホームなのはな	福島 1-17	080-8723-1191	—
10	ソルフェジオ	相生町 1-17	590-1188	—
11	ふわり加茂	加茂 1088-61	506-8951	506-8951

○生活介護

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	指定障害者支援施設 三田療護園	東本庄 1188	568-2588	568-1185
2	指定障害者支援施設 三田こぶしの園	東本庄 1188	568-2647	506-2242
3	沢谷荘	沢谷 1298	567-2030	567-2126
4	東山荘	四ツ辻 719	568-1900	568-1052
5	三田わくわく村大原事業所	大原 1546 番 5	564-0909	564-8500
6	三田わくわく村 すずかけ台事業所	すずかけ台 4-12-1	556-5355	556-5356
7	三田市中央デイサービスセンター	川除 675	559-5943	559-570
8	のぞみ	中町 6 番 2 号	550-9131	550-9132
9	のぞみ波豆川	波豆川 285	569-1336	569-1336
10	生活介護事業所だんだん	上井沢 45-1	550-9059	550-9060

○自立訓練（生活訓練）

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	三田わくわく村 すずかけ台事業所	すずかけ台 4-12-1	556-5355	556-5356

○就労移行支援

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	就労移行支援事業所コミナス	南が丘 1-22-4	562-5374	562-5374

○就労継続支援 A 型

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	BANZAI WORKS	南が丘 1 丁目 23-8	553-2888	553-2889
2	彩（いろどり）	八景町 1004-1 今村ビル 1 階	558-9955	559-9956
3	Alive（アライブ）	南が丘 1-51-2	560-2525	560-2535

○就労継続支援 B 型

NO	事業所名	住所	電話番号	FAX 番号
1	スクラム	中内神 427	567-0021	567-0021
2	三田わくわく村 志手原事業所	志手原 1321-1	564-8989	564-1919
3	三田わくわく村 本町事業所	三田町 36-7	558-8852	558-8853
4	三田わくわく村 すずかけ台事業所	すずかけ台 4-12-1	556-5355	556-5356
5	のぞみ	中町 6 番 2 号	550-9131	550-9132
6	のぞみ波豆川	波豆川 285	569-1336	569-1336
7	ホットステーション	西相野 2-7-2	568-3822	558-9888
8	ホットカンパニー	西相野 2-7-2	568-3822	568-9888
9	新鮮組	貴志 1458	562-5531	562-5531
10	就労継続支援 B 型事業所ふたば	下井沢 332-3	506-9546	506-9546
11	コミナス B e	南が丘 1-22-4	562-5373	562-5373
12	BANZAI WORKS	南が丘 1-23-8	553-2888	553-2889
13	アイクロッソ	三田町 40-7-302 号室	559-7155	559-7156
14	トークゆうゆう	三田町 35 番 21 号	559-0804	558-9999
15	ユニバーサルワーキング	三田市相生町 19-8	555-6553	555-6558
16	ワークサポートにじいろ	三田町 2-5	551-5354	551-2023
17	ワンダーフレンズ神戸三田	弥生が丘 1-11-11-501	505-2692	505-2693
18	うどん屋セサミ	南が丘 2-2-21（丹波屋内）	080-9752-6655	—
19	ファクトリー・マーニー	三田町 24-19	556-8870	—